

総務委員会陳情説明資料

令和5年9月25日

件名	頁
1 受理番号24 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情・・・	2

(政策経営部)

件名	受理番号 24 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情																																																																														
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																																																														
陳情の要旨	民間企業が運営する火葬場は、時々の経営状態や周辺環境等により運営方針が度々変更されることが想定され、安定的な運営は望めない。国の通達において、火葬場の経営主体は原則として地方公共団体であることが求められており、都内でも5区により共同で火葬場を設置した例もある。区民の公衆衛生その他公共の福祉に対する重大なリスクを回避するため、行政による新規火葬場の設立を求める。																																																																														
陳情者等	請願文書表のとおり																																																																														
内容及び経過	<p>1 火葬場の経営主体に関する通達</p> <p>墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて(昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)</p> <p>⇒ 火葬場の経営主体については、持続性と非営利性を確保するため、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限定とされている。</p> <p>※ 歴史的背景により、営利企業が経営している現状がある。</p> <p>2 足立区民が荼毘に付された火葬場の内訳と運営主体（令和5年7月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>火葬場</th> <th>所在地</th> <th>件数 (※)</th> <th>割合</th> <th>運営主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>谷塚斎場</td> <td>草加市</td> <td>284</td> <td>45.4%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町屋斎場</td> <td>荒川区</td> <td>224</td> <td>35.8%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>四ッ木斎場</td> <td>葛飾区</td> <td>93</td> <td>14.9%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>戸田葬祭場</td> <td>板橋区</td> <td>7</td> <td>1.1%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>瑞江葬儀所</td> <td>江戸川区</td> <td>5</td> <td>0.8%</td> <td>公営</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>落合斎場</td> <td>新宿区</td> <td>3</td> <td>0.5%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>臨海斎場</td> <td>大田区</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> <td>公営</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>代々幡斎場</td> <td>渋谷区</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>桐ヶ谷斎場</td> <td>品川区</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>堀ノ内斎場</td> <td>杉並区</td> <td>1</td> <td>0.2%</td> <td>民営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td>5</td> <td>0.8%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>625</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年7月中に足立区役所に提出された死亡届により確認</p>		火葬場	所在地	件数 (※)	割合	運営主体	1	谷塚斎場	草加市	284	45.4%	民営	2	町屋斎場	荒川区	224	35.8%	民営	3	四ッ木斎場	葛飾区	93	14.9%	民営	4	戸田葬祭場	板橋区	7	1.1%	民営	5	瑞江葬儀所	江戸川区	5	0.8%	公営	6	落合斎場	新宿区	3	0.5%	民営	7	臨海斎場	大田区	1	0.2%	公営	8	代々幡斎場	渋谷区	1	0.2%	民営	9	桐ヶ谷斎場	品川区	1	0.2%	民営	10	堀ノ内斎場	杉並区	1	0.2%	民営		その他		5	0.8%	—		合計		625		
	火葬場	所在地	件数 (※)	割合	運営主体																																																																										
1	谷塚斎場	草加市	284	45.4%	民営																																																																										
2	町屋斎場	荒川区	224	35.8%	民営																																																																										
3	四ッ木斎場	葛飾区	93	14.9%	民営																																																																										
4	戸田葬祭場	板橋区	7	1.1%	民営																																																																										
5	瑞江葬儀所	江戸川区	5	0.8%	公営																																																																										
6	落合斎場	新宿区	3	0.5%	民営																																																																										
7	臨海斎場	大田区	1	0.2%	公営																																																																										
8	代々幡斎場	渋谷区	1	0.2%	民営																																																																										
9	桐ヶ谷斎場	品川区	1	0.2%	民営																																																																										
10	堀ノ内斎場	杉並区	1	0.2%	民営																																																																										
	その他		5	0.8%	—																																																																										
	合計		625																																																																												

3 臨海斎場について

(1) 概要（臨海斎場ホームページより）

所在地	大田区東海一丁目3番1号
敷地面積	約22,500平方メートル
運営主体	臨海部広域斎場組合（地方自治法による一部事務組合） 《組織区》港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区

(2) 臨海部広域斎場組合設立の経緯（特別区協議会資料より）

平成6年に5区(品川、目黒、大田、世田谷、渋谷)の区長が連名で都知事に都営葬祭場の建設を要望したが、都から建設の意思はないことが示されたため、平成8年に5区(同上)の企画主管部長会で共同調査の実施協議を開始した。

その後、平成9年に5区(港、品川、目黒、大田、世田谷)で、臨海部広域斎場研究会を発足し、平成10年に臨海部広域斎場事業化協議会を経て、平成11年、臨海部広域斎場組合を設立。平成16年1月15日に斎場の供用を開始した。

4 今後の方針

現状では区内に火葬場設置に必要な大規模用地もなく、足立区から近隣区に協議を求める予定はないが、今後、近隣区から共同設置などの話があれば協議に応じていく。